

毎週火、金、日発行（但休日当るときは翌日）
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

目次

- ◇告示 基本測量の終了
- 物品移入禁止区域の指定
- ひな白痢検査の実施
- 肝てつ検査等の実施
- ひな白痢検査の実施
- ◇人委規則 職務の等級の分類の基準に関する規則の一部改正
- 職員の内任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部改正

告示

鳥取県告示第四百二十八号

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第十四条第二項の規定により、建設省国土地理院長から次のとおり

基本測量が終了した旨の通知があつたので、同条第三項の規定により告示する。

昭和三十七年八月三日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 作業種類 基本測量（航空写真撮影、対空標識設置

作業）

二 作業地域 倉吉市、境港市、米子市

西伯郡大山町、名和町、中山町、西伯町、
会見町、岸本町、伯仙町、日吉津村、淀

江町

東伯郡赤碓町、東伯町、大栄町、北条町、
羽合町、東郷町、泊村、三朝町、関金町

気高郡青谷町、鹿野町

日野郡溝口町

三 作業終了年月日

昭和三十七年六月三十日

鳥取県告示第四百二十九号

豚コレラ予防に関する規則（昭和二十六年七月鳥取県規則第四十五号）第一条の規定により、昭和三十七年七月十七日から豚、その死体又は豚コレラの病原体をひろげるおそれがある物品の移入を禁止する区域として、兵庫県赤穂郡を指定する。

昭和三十七年八月三日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第四百三十号

家畜の伝染病の発生を予防するため、次の要領によつてひな白痢検査を実施するから、家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第六十六号）第六条の規定に基づき、鶏の所有者に対して検査を受けることを命ずる。

昭和三十七年八月三日

鳥取県知事 石 破 二 朗

- 一 実施の目的 ひな白痢予防のため
- 二 実施の区域及び場所 別表のとおり

三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲
鶏。種鶏及び同一構内で飼育する鶏

四 実施の期日 別表のとおり

五 注射、検査及び駆除の方法
ひな白痢急速診断法

別表 ひな白痢検査日程

実施期日	実施区域	実施場所
八月 六日	鳥取市里仁	森本周種鶏場
		森本与

七日	岩美郡岩美町岩常	田淵
		小林

八日	鳥取市赤子田	西尾
		近藤

九日	横枕	宮脇
		横田

十日	湖山町堀越	前嶋
		奥村
		星見

七月二十八日	倉吉市下余戸	米田
	東伯郡大栄町亀谷	中央連
	倉吉市穴沢	河本
	東伯郡大栄町別所	森田
三十日	関金町泰久寺	佐伯
		石原
		日野
三十一日	大栄町別所	佐伯
	由良宿	道祖尾
	倉吉市般若	高間

鳥取県告示第四百三十一号

家畜の伝染病の発生を予防するため、次の要領によつてひな白痢検査を実施するから、家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第六十六号）第六条の規定に基づき、鶏の所有者に対して検査を受けることを命ずる。

昭和三十七年八月三日

鳥取県知事 石 破 二 朗

- 一 実施の目的 ひな白痢予防のため
- 二 実施の区域及び場所 別表のとおり
- 三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲
鶏。種鶏及び同一構内で飼育する鶏
- 四 実施の期日 別表のとおり
- 五 注射、検査及び駆除の方法
ひな白痢急速診断法

別表

実施期日	実施区域	実施場所
八月 六日	八頭郡智頭町南方	米井 薫甫
		小林 郡治

七日	河原町徳吉	石田 弘毅
		東田 久

七日	智頭町南方	有田美喜枝
		古谷 一俊

八日	西野	春摘 豊
		入江 圭一

八日	八東町安井	中村 潔
----	-------	------

- 四 実施の期日 別表のとおり
- 五 注射、検査及び駆除の方法
ひな白痢急速診断法

別表	実施期日	実施区域	実施場所
〃	八月二十日	気高郡鹿野町小別所	石原 克己
〃	〃	〃	井伊 清美
〃	〃	〃	田村 正則
〃	〃	〃	池原 光二
〃	〃	〃	石原 信之
〃	〃	〃	井伊 清蔵
〃	〃	〃	細谷 勝美
〃	〃	〃	山宮 要
〃	〃	〃	三沢 貢
〃	〃	〃	三沢 博光
〃	〃	〃	山本 修
〃	〃	〃	梅美 漢
〃	〃	〃	飯里
〃	〃	〃	梅美 克美

〃	二十五日	青谷町青谷	田中 光男
〃	〃	〃	福市 公信
〃	〃	〃	秋田 勇
〃	〃	〃	吉田 弘篤
〃	〃	〃	山崎 重義
〃	〃	〃	寺崎 登
〃	〃	〃	田中 元治
〃	〃	〃	長田 洋
〃	〃	〃	中宇地利彦
〃	〃	〃	河田 博義
〃	〃	〃	片山 之晴
〃	〃	〃	佐藤 一信
〃	〃	〃	山本 三次
〃	〃	〃	堀尾 亮治
〃	〃	〃	九月三日
〃	〃	〃	那家
〃	〃	〃	重高
〃	〃	〃	九月四日
〃	〃	〃	青谷
〃	〃	〃	小畑
〃	〃	〃	紙屋
〃	〃	〃	二十九日
〃	〃	〃	山根
〃	〃	〃	龜尻
〃	〃	〃	二十八日
〃	〃	〃	青谷町青谷
〃	〃	〃	高江

人事委員会規則

職務の等級の分類の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和三十七年八月三日
鳥取県人事委員会委員長 青戸辰午
鳥取県人事委員会規則第二十八号

職務の等級の分類の基準に関する規則の
一部を改正する規則
職務の等級の分類の基準に関する規則（昭和三十六年三月鳥取県人事委員会規則第八号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項を次のように改める。

2 公安職給料表の職務の等級の分類の基準となるべき標準的な職務の内容は、次の各号に定めるとおりとする。

- 一 一等級
 - 別表第二の一等級欄に掲げる職の占める職務
- 二 二等級
 - 別表第二の二等級欄に掲げる職の占める職務
- 三 三等級
 - 別表第二の三等級欄に掲げる職の占める職務

四 四等級
別表第二の四等級欄に掲げる職の占める職務

〇 別表第二の四等級欄に掲げる職のうち、相当高度の専門的知識及び経験を必要とする職の占める職務

四 四等級
一 別表第二の四等級欄に掲げる職の占める職務
別表第二の五等級欄に掲げる職のうち、専門的知識又は高度の熟練を要し、かつ、相当長期の経験を必要とする職の占める職務

五 五等級
別表第二の五等級欄に掲げる職の占める職務

附 則
この規則は、公布の日から施行し、昭和三十七年七月一日から適用する。

職員の内任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和三十七年八月三日
鳥取県人事委員会委員長 青戸辰午

鳥取県人事委員会規則第二十九号

職員の内任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

職員の内任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（昭和三十二年十月鳥取県人事委員会規則第十号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第四号(1)中「別表第三における高校卒の学歴区分欄」を「修学年数調整表（別表第三）における高校卒の学歴区分欄」に改め、同条同項同号の(4)中「修学年数調整表（別表第三）」を「別表第三」に改める。

第八条の二第二項に次の一号を加える。

四 公安職給料表の適用を受ける職員で、等級分類基準の規則別表第二の四等級欄に定める職及び五等級欄に定める職にある者

別表第一のイの(2)の(2)の16中「農業技術研究所及び農業試験所」を「園芸試験場及び茶業試験場（昭和三十六年十一月三十日以前における農業技術研究所及び農業試験場を含む。）」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第八条の二第二項の改正規定は、昭和三十七年七月一日から、別表第一の改正規定は、昭和三十六年十二月一日から適用する。

昭和四年四月五日第三種郵便物認可

発行日 火 金

発行者 鳥取県鳥取市栗谷町一丁目
印刷所 鳥取県鳥取市栗谷町印刷所
（定） 一部月極二五〇円（配達料共）